

第 3 期鳥取県国民健康保険運営方針の策定に係る市町村意見照会結果

令和 7 年 2 月 1 9 日に国民健康保険法第 82 条の 2 第 7 項の規定に基づき、第 3 期鳥取県国民健康保険運営方針の策定市町村に意見を求め、その結果と対応方針を整理したものです。

ページ	運営方針（案）の記載内容	左記の修正意見	理由	対応方針
第 2 章 国保の医療に要する費用及び財政の見通し				
1 3	4 財政安定化基金の運用 エ 財政調整事業 (イ) 取崩額 当該年度の前年度末日の財政調整事業に係る基金残高と当該年度の前年度の決算剰余金のうち、財政調整事業の会計に繰り入れる金額の合計額の反映で取崩しを行います。 なお、取崩額の具体的な算定方法については、市町村と協議の上、定めます。	4 財政安定化基金の運用 エ 財政調整事業 (イ) 取崩額 当該年度の前年度末日の財政調整事業に係る基金残高と当該年度の前年度の決算剰余金のうち、財政調整事業の会計に繰り入れる金額の合計額の反映で取崩しを行います。 なお、取崩額の具体的な算定方法については、 <u>納付金の算定期間までに、市町村と連携会議において協議の上、定めます。</u>	●方法の決定時期、協議の場についても盛り込むべきである。	【原案のとおりとする】 ●毎年度、納付金算定期間までに連携会議で協議しており、決定時期等について、改めて記載は行わない。
第 3 章 納付金及び標準的な保険料（税）の算定方法及びその水準の統一				
1 6	2 保険料（税）水準の統一 （略）令和 7 年度から、市町村が県に納める納付金に市町村ごとの医療費水準の違いを段階的に反映しないようにし、令和 1 1 年度には、完全に反映させないこととします。 また、保険料の統一については、賦課権限を有する市町村との検討の場を設けて引き続き協議を行います。 ※概要－1、3 ページ 8（3）についても同様	2 保険料（税）水準の統一 （略）令和 7 年度から、市町村が県に納める納付金に市町村ごとの医療費水準の違いを段階的に反映しないようにし、令和 1 1 年度には、完全に反映させないこととします。 また、保険料の統一については、 <u>県内被保険者の受益と負担の公平性を確保する観点から、「同一所得・同一世帯であれば、県内どこの市町村に住所を有していても同一料（税）率・同一料（税）額となる状態」を目標として、賦課権限を有する市町村との検討の場を設けて引き続き協議を行います。</u>	●国保制度改革後、県内の保険給付を全市町村、全被保険者で支え合う仕組みとなっており、県内のどこに住んでいても、同じ保険給付を、同じ保険料負担で受けられるのが望ましいため、同じ所得水準・同じ世帯構成であれば同じ保険料負担となるよう、保険料水準の統一を進めていく必要があると考える。 ●保険料水準の統一に向けた検討事項は山積している状況であり、検討の時期や内容について協議の場を適切に設け、確実に保険料統一に向かうよう取りまとめを主導していただくようお願いしたい。	【運営方針案に反映する】 ●いただいた意見を踏まえ、以下のとおり運営方針案を修正する。 2 保険料（税）水準の統一 （略）令和 7 年度から、市町村が県に納める納付金に市町村ごとの医療費水準の違いを段階的に反映しないようにし、令和 1 1 年度には、完全に反映させないこととします（ <u>納付金ベースの統一</u> ）。 また、保険料の <u>完全統一</u> については、賦課権限を有する市町村と引き続き協議を行います。
		2 保険料（税）水準の統一 （略）令和 7 年度から、市町村が県に納める納付金に市町村ごとの医療費水準の違いを段階的に反映しないようにし、令和 1 1 年度には、完全に反映させないこととします（ <u>納付金ベースの統一</u> ）。 また、保険料の <u>完全統一</u> については、賦課権限を有する市町村との検討の場を設けて引き続き協議を行います。	●保険料水準の統一の段階をより分かりやすくするため、記載した方がよいのではないかと。	

ページ	運営方針（案）の記載内容	左記の修正意見	理由	対応方針
16	2 保険料（税）水準の統一 （略）令和7年度から、市町村が県に納める納付金に市町村ごとの医療費水準の違いを段階的に反映しないようにし、令和11年度には、完全に反映させないこととします。 また、保険料の統一については、賦課権限を有する市町村との検討の場を設けて引き続き協議を行います。 ※概要－1、3ページ8（3）についても同様	2 保険料（税）水準の統一 （略）令和7年度から、市町村が県に納める納付金に市町村ごとの医療費水準の違いを段階的に反映しないようにし、令和11年度には、完全に反映させないこととします。 また、<u>保険料算定方式の統一・完全統一</u>に向けては、市町村と引き続き<u>検討・協議</u>を行います。	●完全統一に向けた検討・協議を行うことを、はっきりと記載すべきである。 ●市町村が条例で料率を決定して賦課しているのは、県が算定した納付金額を納付するのに必要な額を確保するためである。よって、市町村に賦課権限があることを記載する必要はないと考える。	【運営方針案に反映する】 ●いただいた意見を踏まえ、以下のとおり運営方針案を修正する。 2 保険料（税）水準の統一 （略）令和7年度から、市町村が県に納める納付金に市町村ごとの医療費水準の違いを段階的に反映しないようにし、令和11年度には、完全に反映させないこととします（<u>納付金ベースの統一</u>）。また、保険料の<u>完全統一</u>については、賦課権限を有する市町村と引き続き協議を行います。」
16		保険料（税）水準の統一にあたっては、市町村の国保財政への影響を緩和する方策をその都度実施しつつ、影響が比較的少ない項目から検討する等、先行する自治体の取り組みを参考に十分な協議を行って進めていただきたいと考えます。 市町村の共通認識を図るためにも、具体的な調整項目や時期を記載すべきと考えます。		【第3期運営方針期間において検討する】 ●保険料の統一については、先行する他県の状況も参考にしつつ、市町村の国保財政への影響に配慮しながら、検討を行う。 ●具体的な調整項目や時期については、今後の検討の中で市町村と協議していく。
18	欄外 後期高齢者支援金分、介護納付金分については、上記Ⅱ、Ⅳを除いて、原則として上記の医療分と同様な考え方により按分することとする。	後期高齢者支援金分、介護納付金分及び<u>令和8年度に創設される子ども・子育て支援金分</u>については、上記Ⅱ、Ⅳを除いて、原則として上記の医療分と同様な考え方により按分することとする。		【運営方針案に反映する】
その他				
別冊 別紙4 項目9 （医療費通知）	実施回数 年4回 通知受診期間 1～3月、4～7月、8～10月、11～12月 様式 圧着はがき	実施回数 年2～4回 通知受診期間 1～12月 様式 圧着はがき または封書	●今後マイナポータルの普及が進み、平成30年度の合意内容の記載内容は要検討だと考える。デジタル化、マイナカードの普及を踏まえて柔軟に対応する方向で検討すべきである。本計画は令和12年度まで継続するものであり、県運営協議会で検討いただき修正を希望する。	【第3期運営方針期間において検討する】 ●医療費通知の送付回数及びその方法については、現在、市町村の合意により統一的に実施しているものであり、今後、他市町村の意見を聞きながら検討を行う。